(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月26日

山口県知事 様

提出者

住 所 広島県広島市東区上大須賀町15番20号 氏 名 広成建設株式会社 広島支店 取締役兼執行役員支店長 植村宏二 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 082-264-2551

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	広成建設株式会社 広島支店
事	業場の所在地	広島県広島市東区上大須賀町15番20号
計	画 期 間	2023年4月1日~2024年3月31日まで
当計	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	総合工事業D06
	②事業の規模	22, 025, 358
	③従業員数	338名
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	・建設工事現場⇒収集運搬業者及び処理業者 [廃プラスチック類、繊維くず、廃石膏ボード、建設混合廃棄物、石綿 含有産業廃棄物] ・ 建設工事現場⇒収集運搬業者及び再生処理業者[木くず、金属くず、 がれき類]

(日本工業規格 A列4番)

産ӭ	業廃棄物の処理に係る管	理体制に関する事項
	(管理体制図)	
	別紙 1 	のとおり
産業	業廃棄物の排出の抑制に -	関する事項
		【前年度(令和4年度)実績】
		産業廃棄物の種類
		排 出 量 t t
	 ① 現状 	(これまでに実施した取組)
	① 先扒	特に実施してない。
		産業廃棄物の種類
		排 出 量 t t
		(今後実施する予定の取組)
	②計画	適切な施工管理を実施し工事手直しなど廃棄物の
		搬出を抑制する。
杂当	 養廃棄物の分別に関する	車 頂
	ドル末1 /1/ソカルに関りる	
	(1) H1(1)	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	①現状	特に実施してない。
		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	②計画	木くず、がれき類の分別を行う。

自	っ行う産業廃棄物の再生	利用に関する事項									
		【前年度(令和4年度)実績】									
		産業廃棄物の種類									
	① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t							
		(これまでに実施した取組) —									
		【目標】									
		産業廃棄物の種類									
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t							
		(今後実施する予定の取組)									
		_									
自	う行う産業廃棄物の中間 「	引処理に関する事項 									
		【前年度(令和4年度)実績】									
		産業廃棄物の種類									
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t							
	① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t							
		(これまでに実施した取組)									
		_									
		【目標】									
		産業廃棄物の種類									
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t							
	②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t							
		(今後実施する予定の取組)									

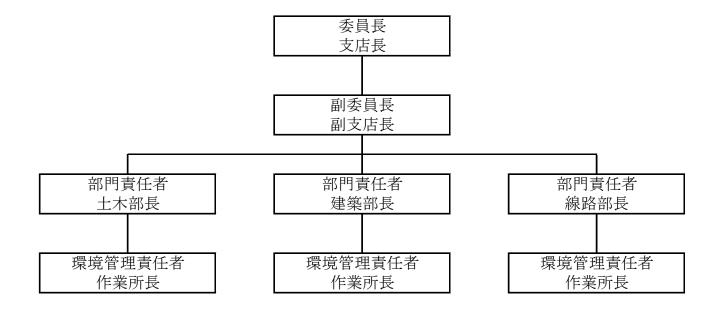
自	っている。		事項								
		【前年度(令和4年度)実績】									
		産業廃棄物の種類									
		自ら埋立処分又は									
	① 現状	海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t							
		(これまでに実施した取組)									
		_									
		【目標】									
		産業廃棄物の種類									
		自ら埋立処分又は									
	②計画	海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t							
		産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)									
		——————————————————————————————————————									
産業	 	<u> </u> :関する事項									
		【前年度(令和4年度)実績】									
		産業廃棄物の種類									
		全処理委託量	t	t							
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t							
		再生利用業者への 処理委託量	t	t							
		認定熱回収業者への									
	① 現状	処理委託量	t	t							
		認定熱回収業者以外の	,								
		熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t							
		(これまでに実施した取組)									
		基本的に再生利用する業	者に委託している。								

(第5面-1)

		【目標】									
		産業廃棄物の種類									
		全処理委託量	t	t							
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t							
		再生利用業者への 処理委託量	t	t							
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t							
	②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t							
		(今後実施する予定の 可能な限り再覧)取組) 資源化に取り組む。								
※事務処理欄											

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自 ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、 自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入 すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。



組織の名称

• 地球環境委員会

組織の役割

・産業廃棄物の適正な管理

・再資源化の推進

組織体制

·委員長 ⇒ 支店長

·委 員 ⇒ 副支店長、総務部長、各担当部課長、作業所長

· 事務局 ⇒ 総務部

委員長の業務

・支店における産業廃棄物の処理方法の策定・改定

・委託契約書の締結

・廃棄物処理方法の策定

・廃棄物処理に関する承認事項

委員の業務

・廃棄物処理計画書の策定

・廃棄物の間状況の把握

・運搬業者、処理業者、再生利用業者の把握

・廃棄物管理票の交付

・監督官庁への各種報告

・社員、協力業者等への教育の実施

・各作業所に対しての情報提供、支援、指導の実施

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

多量排出事業者 名 称 広成建設株式会社 広島支店 所在地(市町名) 岩国市 事業の種類 総合工事業D06

			排出抑制に関	排出抑制に関する事項 自ら行う再生利用に関する事項 自ら行う中間処理に関する事項 自ら行う埋立処分等に関する事項									処理委託に		(単位:トン)							
区 分			排出量	<u></u> 里	自ら再生 産業廃	利用を行う 棄物の量	自ら熱回 産業廃	回収を行う 棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分 を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	種類類	į	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
	燃え殻		0	0									0	0	0	0	0	0				
	汚泥		0	0									0	0	0	0	0	0				
	廃油		0	0									0	0	0	0	0	0				
産	廃酸		0	0									0	0	0	0	0	0				
	廃アルカリ		0	0									0	0	0	0	0	0				
	廃プラスチック類		30	25									30	25	0	0	30	25				
業	紙くず		16	15									16	15	0	0	16	15				
	木くず		83	75									83	75	0	0	83	75				
	繊維くず		0	0									0	0	0	0	0	0				
r to	動植物性残さ		0	0									0	0	0	0	0	0				
沃	動物系固形不要物		0	0									0	0	0	0	0	0				
	ゴムくず		0	0									0	0	0	0	0	0				
	金属くず		19	15									19	15	19	15	19	15				
棄	ガラスくず、コンクリート <u>陶磁器くず</u>	くず、	4	5									4	5	0	0	4	5				
	鉱さい		0	0									0	0	0	0	0	0				
	がれき類		1,001	900									1,001	900	930	900	1,001	900				
物	動物のふん尿		0	0									0	0	0	0	0	0				
	動物の死体		0	0									0	0	0	0	0	0				
	ばいじん		0	0									0	0	0	0	0	0				
	13号廃棄物		0	0									0	0	0	0	0	0				
	計 (A))	1,153	1,035	0	0	0	0	0	0	0	0	1,153	1,035	948	915	1,153	1,035	0	(0	0

(単位:トン)